

遊休農地解消対策事業関連書類一覧

遊休農地解消対策事業の概要〔P R 資料〕	
遊休農地解消対策事業に関する事務取扱要領	
様式第 1 号	事業候補地リスト
様式第 2 -1号	遊休農地解消対策作業に係る確認書〔土地所有者用〕
様式第 2 -2号	遊休農地解消対策作業に係る確認書〔土地所有者用 借受者の了承がある場合利用可〕
様式第 3 -1号	遊休農地解消対策作業に係る確認書〔借受者用〕
様式第 3 -2号	遊休農地解消対策作業に係る確認書〔借受者用 所有者不明農地分〕
様式第 4 号	遊休農地解消作業にかかる費用試算表
	記載例
様式第 5 号	遊休農地解消作業スケジュール
様式第 6 号	遊休農地解消作業について
様式第 7 号	委託契約書
様式第 8 号	業務完了届
様式第 9 号	作業記録簿
	記載例
様式第 1 0 号	検査調書
様式第 1 1 号	業務委託料金請求書

遊休農地解消対策事業の概要

遊休農地の有効活用の支援策で、直ちに耕作できない遊休農地を利用する意向をもつ担い手へ農地を繋ぐため、公社がまず借入れ、遊休農地解消作業（草刈り、耕起・整地、除礫、抜根等）を行い、その後、担い手（地域計画の中で農業を担う者の位置付けの者）へ貸し付けていきます。

事業要件等

目標地図



- **地域計画の区域内で、地域として持続的に利用すべきと判断された農地（地域計画内）で、目標地図に農業を担う者に位置付けがない（色づけがない）遊休農地**
- **農地法第32条第1項第1号に基づく遊休農地（緑判定）**

- 日本型直接支払制（多面的機能支払、中山間地域等直接支払）における活動範囲外の遊休農地
- 公社が、原則として使用貸借による農地中間管理権を10年以上設定でき、事業実施年度から翌年度までに担い手（目標地図に農業を担う者の位置づけ者）への貸付が確実な遊休農地
- 産業廃棄物や農業用資材等の支障物が存在しない遊休農地
- 農地法第41条に基づく**所有者不明農地**の場合は、賃貸借（機構と耕作者間）で実施です。
- 遊休農地解消経費は、10アール43千円の範囲で補助があります。それを超える場合は、地権者及び耕作者間で協議し、負担を決めます。
- 遊休農地解消作業者は、**本件の借受希望者を含みます。**

[令和4～7年度事業実績]



事業事務の流れ（概要）

事前協議（現地確認含む）

- ・ 事業要件等の確認

実施前



農地借受（出し手→公社）

遊休農地解消作業実施決定 [作業委託契約締結]

作業実施

- ・ 草刈り、耕起・整地、除礫等

実施後



農地貸付（公社→耕作者）

遊休農地解消対策事業に関する事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）が、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、自ら行う遊休農地解消対策事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業対象農地)

第 2 条 事業対象農地は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 農地法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地のうち、「農地法の運用について」の第 3 の 1 の (3) のアの (ウ) の a に規定された簡易な整備により直ちに耕作可能となる遊休農地（1 号遊休農地の緑区分）
- (2) 地域計画の区域内で、地域として持続的に利用すべきと判断された農地（地域計画内）であって、目標地図に農業を担う者の位置づけがない遊休農地
- (3) 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払）における活動範囲外の遊休農地
- (4) 公社が、原則として使用貸借による農地中間管理権を 10 年以上設定でき、事業実施年度から翌年度までに担い手への貸付（目標地図への位置付け含む）が確実な遊休農地
ただし、農地法第 41 条に基づき 10 年以上の農地中間管理権を取得する所有者不明の遊休農地にあっては、賃貸借とする。
- (5) 産業廃棄物や農業用資材等の支障物が存在しない遊休農地

(事業の範囲)

第 3 条 この事業の対象となる遊休農地解消作業（以下「解消作業」という。）は、草刈り、耕起、整地、除礫、抜根、その他必要な作業とし、原則として公社からの委託によって行うものとする。

(対象農地の選定)

第 4 条 公社は、市町の農政担当課及び農業委員会（以下「市町等」という。）との連携により円滑な事業推進を図ることとし、対象農地の選定に当たっては、市町等に対し、候補地、事業要件の確認、解消作業の受託候補者（以下、「作業受託者」という。）及び対象農地の借受候補者（以下、「借受者」という。）を記載した事業候補地リスト（様式第 1 号）の作成を依頼する。

2 作業受託者については、地域計画への位置づけ、所有機械の状況等作業実施能力等を勘案し、市町等と協議し決定するが、低コストで利用目的に沿った解消作業を実現するため、借受者へ委託することができるものとする。

3 第1項の事業候補地リストの作成に当たっては、市町等は事前に対象農地の所有者（以下、「土地所有者」という。）、作業受託者及び借受者の意向を確認するものとする。

（事業の実施）

第5条 前条の候補地について、土地所有者及び借受者は遊休農地解消対策事業に係る確約書として、土地所有者は様式第2-1号又は2-2号を、借受者は様式第3-1号又は3-2号を、作業受託者は次に掲げる書類を、市町等へ提出するものとする。

（1） 遊休農地解消作業に係る費用試算表（様式第4号）

（2） 遊休農地解消作業スケジュール表（様式第5号）

2 市町等は、前項の書類内容を適正と認めた場合は、遊休農地解消作業について（様式第6号）を作成し、様式第1号、2-1号又は2-2号、3-1号、4号、5号を、第2条（4）の所有者不明農地にあつては、様式第1号、3-2号、4号、5号を添付し、公社に提出するものとする。

（解消作業の委託契約）

第6条 公社は、作業受託者と委託契約を締結する。（様式第7号）

2 委託金額については、公社の遊休農地解消に係る標準作業基準（別紙）を基に算出した金額と、作業受託者から徴した様式第4号に記載された金額とを比較し、いずれか低い額とする。ただし、補助金額の範囲内とする。

（補助金返還）

第7条 事業対象農地の要件を欠いたことにより補助金返還が生じた場合は、原因者がその費用を負担するものとし、原因者が土地所有者又は借受者の場合にあつては、公社は、市町等の協力を得て原因者に対し費用を請求するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年9月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年5月16日から施行する。

事業候補地リスト

1 土地の所在 [地域計画名] 地域名 []

N O	土地の所在	地目	面積(㎡)	所有者

2 遊休農地解消作業の内容と実施計画（時期）

該当 に○	作業内容	回数	実施計画（時期）		
	耕起		月	月	月
	草刈り（除草）		月	月	月
	整地		月	月	月
	除礫		月	月	月
	抜根		月	月	月

3 事業要件の確認

N O	要件等	確認担当部署	確認欄 (○印記入)
1	1号遊休農地の緑区分である	農政担当課	
2	地域計画が策定されているか	農政担当課	
3	受け手候補は地域計画に位置付けられているか又は計画されているか	農政担当課	

4	目標地図の該当農地に具体的な「農業を担う者」が位置付けられてないか	農政担当課	
5	再生作業は事業対象か	農政担当課	
6	日本型直接支払制度の対象農地ではない	農政担当課	
7	過去に国庫補助事業等で遊休農地解消を行っていないか	農政担当課	
8	貸借期間が10年以上の契約であることを出し手が同意しているか、又は、所有者不明農地か	農政担当課	
9	貸借期間が10年以上の契約であることを受け手が同意しているか	農政担当課	
10	作業の委託費に超過負担金が生じた場合、その負担について同意か	農政担当課	
11	貸借契約の中途解除は、補助金返還となることを承知しているか	農政担当課	

4 作業候補者について

住 所				
氏 名				
NO	要件等	確認担当部署	確認欄 (○印記入)	備考
1	整備作業を実施する十分な機械装備等を有している。	農業委員会		
2	作業計画は適正である。	農政担当課		
3	経費見積額は適正である。	農政担当課		

5 借受候補者について

住 所	
氏 名	
[土地利用計画] [作付作目]	

様式第 2 - 1 号

遊休農地解消対策事業に係る確認書（土地所有者用）

私は、公益財団やまぐち農林振興公社の遊休農地解消対策事業の実施にあたり、次の事項の確認をしました。

〔確認事項〕

- 1 対象農地に自己所有の農業用ハウス、果樹などの土地附属物がある場合、その物件の撤去又は管理については、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）の貸付先農業者（以下「借受者」）と協議、調整する。
公社が管理費用を負担しないこと、また原状回復についても、収去の義務がないことは承知している。
- 2 対象農地について、遊休農地解消対策事業実施により、10年以上の使用貸借による権利を設定する。
10年未満での売却等、自己都合により事業要件を満たせず、補助金返還となった場合は、その費用を負担する。
- 3 対象農地の簡易な整備に補助額を超える費用が生じた場合や補助対象に含まれない作業が生じた場合は、借受者と協議の上、いずれかが負担する。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

様式第 2 - 2 号

遊休農地解消対策事業に係る確認書（土地所有者用 借受者の了承がある場合利用可）

私は、公益財団やまぐち農林振興公社の遊休農地解消対策事業の実施にあたり、次の事項の確認をしました。

[確認事項]

対象農地について、遊休農地解消対策事業実施により、10年以上の使用貸借による権利を設定する。

10年未満での売却等、農地の権利移動はできません。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

遊休農地解消対策事業に係る確認書（借受者）

私は、公益財団やまぐち農林振興公社の遊休農地解消対策事業の実施にあたり、次の事項の確認をしました。

[確認事項]

- 1 対象農地の簡易な整備の終了後は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）から対象農地を借受けて速やかに営農を開始する。
- 2 対象農地に農業用ハウス、果樹等の土地附属物がある場合、公社がその管理費用を負担しないこと、また原状回復についても、公社に収去の義務がないことを了解している。
- 3 対象農地の簡易な整備に補助額を超える費用が生じた場合や補助対象に含まれない作業が生じた場合は、土地所有者と協議の上、いずれかが負担する。
- 4 自己都合により対象農地で営業を開始または継続しなくなった場合で、当該農地の第三者への貸付が出来ずに補助金返還となった場合は、その費用を負担する。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

様式第 3 - 2 号

遊休農地解消対策事業に係る確認書（借受者用 所有者不明農地分）

私は、公益財団やまぐち農林振興公社の遊休農地解消対策事業の実施にあたり、次の事項の確認をしました。

[確認事項]

- 1 対象農地の簡易な整備の終了後は、公益財団法人やまぐち農林振興公社から対象農地を借受けて速やかに営農を開始する。
- 2 対象農地の簡易な整備に補助額を超える費用が生じた場合や補助対象額に含まれない作業が生じた場合は、私が負担する。
- 3 自己都合により対象農地で営農を開始または継続しなくなった場合で、当該農地の第三者への貸付が出来ずに補助金返還となった場合は、その費用を負担する。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

遊休農地解消作業にかかる費用試算表

- 費用算定を行うため、 の部分に入力をお願いします。
- ※ 「**解消作業の受託候補者**」が記載
- [留意事項]
- ① 本資料は遊休農地解消作業にかかる費用の試算をするもので、実際の作業費を算定するものではありません。
- ② 下表中の「チェックⅠ」の欄に**作業耕種ごとの全体面積と作業見積金額**（1回の作業分）を記入して下さい。
- ※ 金額は「消費税抜き」の金額で、円単位で記入してください。
- ③ 下表中の「チェックⅡ」の欄に、**作業実施の回数**を記入してください。
- ④ 機構と作業者が契約する委託料の上限金額は次のとおりです。
- 10aあたり43,000円（税込）、10aあたり39,090円（税抜）
- 10aあたりの必要額が上限額を上回る場合は上限額で、10aあたりの必要額が下回る場合は、その金額が委託料見込額となります。

単位：㎡ 円

作業項目		作業面積	チェックⅠ		チェックⅡ	
			見積額Ⅰ	※10aあたり 金額	実施 回数	見積額Ⅱ
ア	耕起					
イ	草刈り（除草）					
ウ	除草剤散布					
エ	除草剤（資材費）					
オ	整地					
カ	除礫					
キ	抜根					
ク	その他					
計						

遊休農地解消作業にかかる費用試算表

○ 費用算定を行うため、の部分に入力をお願いします。

[留意事項]

- ① 本資料は遊休農地解消作業にかかる費用の試算をするもので、実際の作業費を算定するものではありません。
- ② 下表中の「チェックⅠ」の欄に**作業耕種ごとの全体面積と作業見積金額**（1回の作業分）を記入して下さい。
 ※ 金額は「消費税抜き」の金額で、円単位で記入してください。
- ③ 下表中の「チェックⅡ」の欄に、**作業実施の回数**を記入してください。
- ④ 機構と作業者が契約する委託料の上限金額は次のとおりです。
 10aあたり43,000円（税込）、10aあたり39,090円（税抜）
 10aあたりの必要額が上限額を上回る場合は上限額で、10aあたりの必要額が下回る場合は、その金額が委託料見込額となります。

[試算]

耕起作業	10a 当たり金額10,000円	作業面積3000㎡	作業回数3回
	見積額 90,000円		
草刈り（除草）	10a 当たり金額12,000円	作業面積3000㎡	作業回数1回
	見積額 36,000円		

※以下、作業項目毎に記載し、合計を記載する。

単位：㎡ 円

作業項目		作業面積	チェックⅠ		チェックⅡ	
			見積額Ⅰ	※10aあたり金額	実施回数	見積額Ⅱ
ア	耕起	3,000	30,000	10,000	3	90,000
イ	草刈り（除草）	3,000	36,000	12,000	1	36,000
ウ	除草剤散布					
エ	除草剤（資材費）					
オ	整地					
カ	除礫					
キ	抜根					
ク	その他					
計						126,000

遊休農地解消作業スケジュール表

※ 表中に作業実施予定月を $\longleftrightarrow$ で記入

		令和 年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業項目													
備考													

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社

農 地 中 間 管 理 事 業 部 長 殿

市町農政主管課長

又は

農業委員会事務局長

遊休農地解消作業について

遊休農地解消対策事業に関する事務取扱要領第 5 条第 2 項に基づき、遊休農地解消作業に係る事業候補地リストを作成し、事業対象候補者から下記の書類を徴したので提出します。

記

- 1 様式第 1 号 事業候補者リスト
- 2 様式第 2 - 号 遊休農地解消対策事業に係る確認書 [土地所有者用]
- 3 様式第 3 - 号 遊休農地解消対策事業に係る確認書 [借受者用]
- 4 様式第 4 号 遊休農地解消作業にかかる費用試算表
- 5 様式第 5 号 遊休農地解消作業スケジュール表

様式第7号

委託契約書

遊休農地解消対策事業に関する事務取扱要領に基づく業務の委託について、委託者公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別表1記載の農地（以下「本物件」という。）の別表2の遊休農地解消作業に関する業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（委託料）

第3条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（消費税込）とする。

（業務完了届の提出）

第4条 乙は、本業務を完了したときは、地宅無く事業完了届（様式第8号）に作業記録簿（様式第9号）を添付して甲に提出しなければならない。

（検査）

第5条 甲は、前条の業務完了届を受理したときは、当該報告書を受理した日から10日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。（様式第10号）

- 2 前項の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。
- 3 乙は、本業務の成果が第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までにその指示に従いこれを補正しなければならない。
- 4 前項の規定による補正に要する経費は、すべて乙の負担とする。
- 5 前条並びに第2項の規定は、第3項の規定による補正について準用する。

（委託料の支払）

第6条 乙は、本業務の成果が前条第1項（同条第3項の規定による補正をした場合にあっては、同条5項において準用する同条第1項）の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。（様式第11号）

- 2 甲は、前項の規定により乙の支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(委託料の概算払い及び精算)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に定める委託料の額の範囲内で概算払いにより委託料の一部を支払うことができる。

2 甲は、前項の規定により概算払いをしたときは、第6条の規定に従い、第3条の委託料の額と概算払いした金額の差額を乙に支払うものとする。

(本物件の滅失又は損傷)

第8条 乙は、本業務の委託期間内に本物件が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により本物件が滅失し、又は損傷したときは、乙の負担において本物件を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他不可抗力による場合はこの限りでない。

(権利の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この契約の定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第10条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施の状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第12条 本業務の実施につき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償と支払わなければならない。

（疑義の解決）

第15条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

（履行の決定）

第16条 全各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 山口市桜畠三丁目2番1号
公益財団法人 やまぐち農林振興公社
理 事 長

受託者

別表 1 物件の表示

農地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

別表 2 遊休農地解消作業委託業務内容

委 託 業 務 内 容	実 施 時 期	備 考

業 務 完 了 届

年 月 日

公益財団法人 やまぐち農林振興公社

理 事 長

行

受益者

住 所

氏 名

下記のとおり業務を完了したのでお届けします。

記

1 業 務 名 令和 年度 公社中間管理権保有地の遊休農地解消作業業務

2 契 約 期 間

着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

3 施 工 箇 所

4 施 工 実 績 別添作業記録簿のとおり

5 現実完了年月日 令和 年 月 日

作業記録簿

記載例

[illegible]

作業記録簿

[illegible]

検 査 調 書

業 務 名	令和 年度公社中間管理権保有地の遊休農地解消作業業務
施 行 場 所	
施 行 数 量	
委託料の額	
検査概要及び所見	
検査年月日	
検査職員 氏名印	

業務委託料請求書

令和 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 行

住 所
氏 名 印
代表者氏名
電 話 番 号
※ 登 録 番 号

[適格証明書発行事業者は、登録番号、適応税率
及び消費税について明記して下さい]

請求金額 (①+②) 金	円
① 10%対象	円
② 消費税	円

これは下記業務の委託料として請求します。

業務名	令和 年度 公社中間管理権保有地の遊休農地解消作業業務
施行場所	

今回請求金額	円
委託料の額	円
受領済の額	円
部分払金1回目	円
部分払金2回目	円

	銀行・信用金庫 支店
	農協 支所
口座の種類	1 普通預金 口座番号
	2 当座預金 NO
口座名義人	(フリガナ)

業務委託料請求書

令和 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 行

住 所
氏 名 印
代表者氏名
電 話 番 号

請求金額 金 円（消費税込）

これは下記業務の委託料として請求します。

業務名	令和 年度 公社中間管理権保有地の遊休農地解消作業業務
施行場所	

今 回 請 求 金 額	円
委 託 料 の 額	円
受 領 済 の 額	円
部分払金 1 回目	円
部分払金 2 回目	円

	銀行・信用金庫 支店
	農協 支所
口座の種類	1 普通預金 口座番号
	2 当座預金 NO
口座名義人	(フリガナ)